

四日市市告示第 192 号

四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市コンビナートカーボンニュートラル化促進事業補助金交付要綱（令和 5 年四日市市告示第 1 6 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、第 1 4 条から第 1 6 条の規定を除き、 <u>令和 1 1 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (施行期日) 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、第 1 4 条から第 1 6 条の規定を除き、 <u>令和 8 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

(商工農水部工業振興課)